

長浜市環境美化活動団体登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域での環境美化活動の一層の推進を図り、将来にわたり愛し愛されるきれいな長浜を築いていくことを目的に、地域で環境美化活動に取り組む団体を登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(環境美化活動団体)

第2条 この要領において「環境美化活動団体（以下「団体」という。）」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進のため自発的に環境美化活動を行うNPO（民間非営利団体）や企業、学校等で、次の各号に該当するものをいう。ただし、共益的又は互助的な活動や個人の趣味的な活動を目的とする団体や公益法人、自治組織などを除く。

- (1) 長浜市内に事務所を有する団体又は主に長浜市内で活動する団体であること。
- (2) 政治活動や宗教活動、選挙活動を目的とする団体ではないこと。

(登録基準)

第3条 団体構成員が5人以上であり、団体の活動が、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 週1回以上の場合…過去6ヶ月以上の実績
- (2) 月1回以上の場合…過去1年以上の実績
- (3) 年1回以上の場合…過去3年以上の実績

(活動要件)

第4条 団体の活動が、次の各号のいずれかに該当し、特に顕著な功績があるものとする。

- (1) 河川や湖沼、湖岸等の浄化活動
- (2) 公園や道路等の清掃活動
- (3) その他環境美化活動に関する活動

(事務局)

第5条 事務局は、長浜市市民生活部環境保全課に設置し、事務局において、業務を行うものとする。

(登録申込)

第6条 登録を希望する団体は、様式第1号により、事務局に登録の申込みをしなければならない。

(登録事項)

第7条 事務局は、前条の登録の申込みがあった場合、内容を審査し、妥当と考えられる場合、次の各号の事項を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者名
- (3) 活動頻度、活動人数
- (4) 主な活動内容
- (5) 主な活動地域
- (6) 団体PR
- (7) 団体ホームページURL
- (8) その他市長が必要と認める事項

(登録の変更)

第8条 前条の規定により登録された団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項に変更があった場合は、様式第2号により、速やかにその旨を事務局に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第9条 事務局は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する団体に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったとき。
- (3) 登録した団体から登録抹消の申出があったとき。
- (4) その他事務局が登録に不相当であると判断したとき。

(登録団体への支援等)

第10条 事務局は、登録団体に対し、団体活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって当該登録団体の活動に支障をきたす場合はこの限りではない。なお、第3号については、長浜市功績者表彰要綱(平成18年8月11日告示第409号)に基づき、事務局において推薦するものとする。

- (1) 登録された情報を市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市民や公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。
- (3) 表彰等による顕彰の推進

(実績報告)

第11条 登録団体は、次の書類を添付し、事業実績の報告をしなければならない。

- (1) 様式第3号
- (2) 実施写真
- (3) その他事務局が必要と認める書類

2 前項の規定による書類の提出期限は、原則、3月31日までとする。

附 則

この実施要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市環境美化活動団体登録変更届

年 月 日

団体名

代表者名

担当者名

下記のとおり環境美化活動団体登録の変更を届け出ます。

【変更事項】（下記の欄に変更項目の番号と変更前、変更後の内容をご記入ください。）

1. 団体名（フリガナ）
2. 代表名（フリガナ）
3. 活動頻度
4. 活動人数
5. 主な活動内容
6. 主な活動地域
7. ひとことPR（60字以内）
8. ホームページURL
9. 担当者連絡先（氏名 電話番号 FAX番号 住所 e-mailアドレス）

【変更内容】

項目番号	変更前	変更後

